

「重複上場外国銘柄の基準値段設定方法等の変更について」に寄せられたパブリック・コメントの結果について

当取引所では重複上場外国銘柄の基準値段設定方法等の変更について、その要綱を本年 2 月 28 日に公表し、3 月 31 日までの間、広く意見の募集を行いました。

本件に関してお寄せいただいた主なコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりです。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	東証市場における売買状況を踏まえて内国株券等と同様に前日最終値段等を基準値段として指定する銘柄については、どのような形で公表されるのか明らかにされたい。	4 月及び 10 月の月上旬に、当取引所市場の前日の最終値段等を基準値段とする銘柄について指定し、公表することとします。なお、新たに指定した銘柄の適用開始日については指定銘柄の公表日にご連絡することとします。
2	当日立会開始前に基準値段を変更した場合、ToSTNeT 取引の執行は可能であるかを明らかにされたい。	変更された基準値段をもとに ToSTNeT 取引を執行することが可能です。
3	当日立会開始前に基準値段を変更した場合、既に取引所に発注されている成行注文はどのように取り扱われるのかを明らかにされたい。	成行注文の禁止については、注文受付開始前（午前 8 時）までに行われま

提出者：1～2=日興コーディアル証券（株）、3=日興コーディアル証券（株）、松井証券（株）

以上